

全国雪対策連絡協議会 令和4年度事業計画

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に予定している全国雪対策連絡協議会の主要な事業計画は、次のとおり。

1. 全国雪対策連絡協議会の活動

雪センターは全国雪対策連絡協議会の事務局として、13の各道県の雪対策協議会が相互に情報交換、意見交換し、情報を共有する機会を設定し、会員の協力した活動の促進を図る。各協議会から出された意見・要望等を集約・整理して、全国雪対策連絡協議会の総意に基づく要望書としてとりまとめる。国等の機関に対する要望活動については、協議会の代表者が、意見や要望を直接相手に伝える機会を設定し、活動が効果的に行われ、その成果が、国の補助、支援の拡大や新たな施策の実現となって表れるよう取り組む。

(1) 要望書の作成

次年度の予算編成に係る雪対策促進の要望書は、事前に各協議会を通じて提出された会員の意見・要望を事務局で集約・編集して要望書の原案を作成している。この原案を各協議会に示して確認を取るとともに、要望先である国の関係機関と事前の調整を図っている。こうして作成された要望書案が総会に提出され、要望書として決議され要望活動が行われている。

本年度の要望書についても、事前に各協議会を通じて提出された会員の意見・要望を事務局で集約・編集して要望書の原案を作成する。この原案を各協議会に示して確認を取るとともに、要望先である国の関係機関と事前の調整を図る。こうして作成された要望書案が総会に提出され、要望書として決議されこれによって要望活動を行う。

(2) 役員会および定期総会

全国雪対策連絡協議会の定期総会は、毎年7月に開催し、協議会の活動方針を討議・決定している。一昨年度、昨年度はコロナ禍により、書面による総会となったが、本年度は従来の会員が一堂に会しての定期総会を開催出来る事となった。開催に当たっては、事前に会員に必要な情報を提供して、その重要性を認識してもらう。

本年度の役員会は、書面による役員会として、総会に提出する議題についての事前の了解を求める事となった。本年度の第26回定期総会は、3年ぶりの集会による総会として7月13日に開催する事となった。従来行われていたように、議事に先立ち、国土交通省関係部局の来賓から、最近の情勢等についての情報提供や説明を頂く事となっている。議事としては、報告事項として、前年度の事業報告、決算報告、決議事項として、本年度の事業計画（案）、予算（案）、顧問の変更（案）、要望書（案）について審議を行う。

国の関係機関への要望書については、各協議会と調整して作成した要望書案を、総会で決議する。

(3) 夏の要望活動

一昨年度、昨年度の要望活動はコロナ禍により、事務局である雪センターが各関係機関に要望書を提出する事となったが、本年度は、会員が一堂に会しての定時総会が開催される事となった。総会後に総会参加者が、総会で決議された要望書を持って、国等の関係機関の要望活動を行う。要望書提出に先立って、窓口と調整を行い、要望時には関係機関の幹部、担当部局と直接面談して要望の趣旨を伝え、御理解と御支援を頂けるようにする。

(4) 秋の要望活動

秋の要望活動については、夏の要望活動と同じように、事前に要望内容を、協議会及び国の機関と十分な調整を行って要望書を作成する。要望先とは事前に十分な調整を行う。

(5) 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

降雪期になってから降雪状況に応じて、全国雪対策連絡協議会として国等に対し、緊急に要望する事が必要な事態が発生した場合には、困窮した実情を説明する資料と共に、具体的な対応策を求める要望書を作成し、関係機関に緊急要望活動を行う。